

～市・県民税（住民税）に関するよくあるご質問～

〈年の途中で亡くなった方の令和5年度の市・県民税は〉

- Q わたしの夫は令和5年3月10日に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市・県民税はどうなるのでしょうか。
- A 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和5年1月2日以降に死亡された方に対しては、令和5年度の市・県民税は課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

〈年の途中で引越した場合に市・県民税を納める市町村は〉

- Q わたしは令和5年1月20日にA市からB市へ引越しました。令和5年度の市・県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。
- A 令和5年1月1日現在ではあなたの住所はA市にあったのですから、その後B市に引越したとしても、令和5年度の市・県民税はA市に納めていただくこととなります。

〈退職した翌年にも市・県民税の納税通知書が届きましたが〉

- Q わたしは退職した年に退職金から市・県民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。
- A 退職者が受けた退職所得に対する市・県民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（会社等）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に納めていただくことになっております。あなたの場合、退職された年の退職時までの給与などに対する市・県民税の納税通知書が送られてきたものと考えられます。

〈現在収入がないのに税額が高いのは〉

- Q わたしは今年3月に退職し、それ以降収入がありません。今回、市・県民税の納税通知書が届きました。働いていた時と同じくらいの税額なのですが、なぜでしょうか。
- A 令和5年度の市・県民税は令和4年中(1月1日～12月31日)の所得に対して課税されます。あなたの場合、今年3月に退職で、令和4年中は1年間収入があったこととなりますので、働いていたときと同様に課税されます。収入の減少が反映されるのは令和6年度からとなります。

～市・県民税（住民税）に関するよくあるご質問～

〈収入に変動がないのに税額が変わったのは〉

Q わたしは令和4年中の収入が令和3年中と比べて変動がないのに税額が上がったのですが、なぜでしょうか。

A 各種、所得の状況や控除の適用状況を確認してください。また、税制改正による影響も考えられます。令和3年度から、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、寡婦控除などが改正されています。詳しくは、南あわじ市ホームページ「市・県民税（個人住民税）」をご覧ください。

※税額の計算方法も掲載しています。

URL：<https://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/zeimu/juminzei.html>



市・県民税（個人住民税）
（市ホームページ）

◎納付書が同封されている方へのご案内（二重納付にご注意ください）

納付書が同封されている方は、全期分（1期から4期までの合計分）と各期分（1期から4期までの分割分）の納付書を同封しています。
全期分と各期分を重複して納付しないようご注意ください。